

浜松市立中川幼稚園 重要事項説明書

〈令和7年4月1日 現在〉

1 運営主体

名称	浜松市
代表者氏名	浜松市長 中野 祐介
所在地	浜松市中央区元城町103番地の2
電話番号	053-457-2117（こども家庭部 幼保運営課）

2 幼稚園の概要 【運営規程 第1条 施設の名称等】

名称	浜松市立中川幼稚園
所在地	浜松市浜名区細江町中川2418番地の2
電話番号	TEL 053-523-1364 FAX 053-527-0078
開設年月日	昭和32年4月1日（昭和30年9月6日地元の有志で開設）
敷地面積	4,543㎡
建物	木造 1階建（新園舎2階） 延べ床面積 1,135㎡
施設の内容	保育室：3室 発達支援の部屋：2室 預かり保育（きりんの部屋）：1室 特別室：5室 （絵本の部屋・職員室及び更衣室、園長室、教材室、会議室） ホール：1棟 園児用トイレ：3か所（男児用便器17、女児用便器12） 大人用トイレ：4か所（男性用便器2、女性用便器5）

3 施設の目的及び運営方針 【運営規程 第2条 施設の目的及び第3条 運営の方針】

目的	学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、就学前の子供に幼児教育を提供すること。
運営方針	○学校教育法や幼稚園教育要領の下、浜松市第3次教育総合計画や子ども・子育て支援プランの具現化を図りながら、心も体もたくましく思いやりのある子供を育てます。 ・一人一人が必要としている手助けや伸びようとしていることを正しく読み取り、チームで子供の育ちを支えていきます。 ・保護者や地域の人々・施設と知恵や力を合わせ、子供がすこやかに育つよう「中川らしさ」を活かす保育に努めます。 ・子供や保護者・地域に信頼され、気軽に声を掛け合えるよう一人一人の教職員が笑顔で保育をします。

4 提供する特定教育・保育の内容 【運営規程 第4条 提供する特定教育・保育の内容】

(1) 内容について

内容	教育目標 「たんぽぽのように明るくたくましく思いやりのある子」 重点目標 元気いっぱいな子 友達大好きな子 夢中になって遊ぶ子と幼稚園教育要領「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」・浜松市「幼児期に育てたい力」を関連付け、保護者や地域の皆様とともに一人一人の子どもの確かな育ちを支え合いながら、チームで「楽しい保育」を目指します。 ① 元気いっぱいな子⇔Ⅰ自分のことを自分でする力 ・身の回りのことや体を大切にする行動を進んで行う ・自分の目標に向かって頑張ろうとする ② 友達大好きな子⇔Ⅱ人と関わる力 ・自分のやりたい遊びを楽しむ中で、人と関わる心地よさを感じる ・自分の思いを伝えたり、友達と相談したりして、同じ目的に向かって協力する ③ 夢中になって遊ぶ子⇔Ⅲ身近なものや出来事と関わる力 ・自分で考え、工夫したり、発見を楽しんだりする ・遊びの中で試行錯誤しながら、最後までやり遂げて自信をもつ 具体策 (1) 一人一人が自分らしさを発揮して幼稚園生活を楽しめるよう、環境構成や援助を工夫し、「発達支援の部屋」との連携を図りながら、チームで「楽しい保育」を推進します。 (2) 面談の充実、未就園児との触れ合い、園庭の開放等を行うと共に、家庭と連携し「幼児期に育てたい力」の推進を図り、子育てを支援していくことに努めます。 (3) 教育の連続性やなめらかな接続を考慮し、隣接する中川小学校との連携と交流に努め、地域の人や自然を巻き込みながら「中川らしさ」と「中川の人づくり」に努めます。 (4) 保護者主催のたんぽぽクラブと連携し、保護者様が育児の楽しさと子供の育ちを実感できるよう保育の充実を図ります。
----	--

(2) 昼食について

実施方法	給食：月・火・木・金曜日（学校給食） 浜松市立中川小学校で調理したものを頂きます。 持参弁当：水曜日
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合は、園に申し出てください。 「学校生活管理指導表」を幼稚園に提出していただき、個別にご相談の上、除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 ※詳しくは別途配布する通知をご覧ください。

5 利用定員 【運営規程 第5条 利用定員及び学級編制】

利用定員 80人

6 職員の職種、員数及び職務の内容

【運営規程 第6条 職員の職種、員数及び職務の内容】

職種	員数	職務の内容
園長	1	運営管理
園務上の主任	1	園長の補佐及び幼児の保育
教諭（担任補助教諭含む）	5	幼児の保育
預かり担当教諭	1	預かり保育利用児の保育
「発達支援の部屋」担当者	2	「発達支援の部屋」対象児の支援
キッズサポーター	8	発達支援、外国人支援、預かり保育補助
園務員	2	園務業務の補助
園医、園歯科医、園薬剤師	各1	健康管理に関する指導、検査

7 教育日・教育時間及び休園日 【運営規程 第7条 特定教育・保育を行う日及び時間等】

教育日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前8時30分から午後2時00分まで
預かり保育の実施状況	月曜日から金曜日まで：午前7時30分から午後6時30分まで （※教育時間を除く） 長期休業中：午前7時30分から午後6時30分まで （※実施除外期間あり）
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休園日、冬季休園日、学年始休業日、学年末休業日、その他園長が必要と認める日

※園の日課、行事、その他やむを得ない理由により、変更することがあります。

8 保護者の負担について 【運営規程 第8条 利用者負担その他の費用の種類等】

(1) 使用料（保育料）

子ども・子育て支援法の一部改正（令和元年10月1日）により、使用料（保育料）は無償

化の対象になり、使用料（保育料）の徴収は行いません。

（２）実費徴収

項目	内容、負担を求める理由、目的等	金額
体操服・個人持ち用品代等	個人所有の用品として保育活動で使用	実費
教材費	個人の教材として保育活動で使用	月額 1,000円 (月間絵本代 450円含む)
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	園管理下での怪我に対応する保険の加入	年額 200円
給食費	園児の昼食として提供	年少 年額 36,575円 年中・年長 年額 37,400円

※実費徴収を行うときは、あらかじめ書面でその内容をお知らせします。

※給食費のうち副食費が免除の対象になる園児については、副食費相当分は徴収しません。

※PTA会計に関しては、別途PTAから御案内があります。

（３）預かり保育料

教育保育給付１号認定のみの場合、利用料は下記区分の利用回数に応じて決定します。

(例)

利用区分	利用料
午前 7 時 30 分～開園時刻	100円／回
降園後～午後 4 時 30 分	150円／回
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	100円／回
午後 5 時 30 分～午後 6 時 30 分	100円／回

※ただし施設等利用給付２号認定（新２号認定）の場合は、利用料は無料です。

※預かり保育料は、施設等利用費として法定代理受領の対象となります。

※納付期限：利用月の翌月末日

９ 利用の終了に関する事項 【運営規程 第 9 条 利用の開始及び終了に関する事項等】

（１）教育の提供の終了

以下の場合に該当するときは、教育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 保護者が法に定める教育・保育給付認定要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

（２）退園または転園の手続き

保護者は、当園を退園または転園しようとするときは、事前に園長に申し出て、退園届を提出するものとします。

1 0 緊急時等における対応方法 【運営規程 第 1 1 条 緊急時等における対応方法】

対応	危機管理マニュアルに基づき対応します。
関係機関	警察署：細江警察署 0 5 3－5 2 2－0 1 1 0
連絡方法及び 対応、措置	・園児に病状急変や事故等の緊急事態が発生した場合には、速やかにあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、嘱託医への連絡や緊急度に応じて救急車の手配など必要な措置を講じます。 ・園で緊急事態が発生した場合に、緊急連絡網等で対応についてお知らせするとともに、市や警察署その他関係機関との連携を図ります。

1 1 非常災害対策 【運営規程 第 1 2 条 非常災害対策】

対応	危機管理マニュアルに基づき対応します。
関係機関	消防署：北消防署 0 5 3－5 2 7－0 1 1 9
避難訓練	毎月 1 回程度実施します。
避難場所	第 1 次避難場所：園庭 第 2 次避難場所：中川小学校 校庭 第 3 次避難場所：中川小学校 北校舎 3 階
連絡方法及び 引き渡し	・自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に関して、「自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に伴う園の対処」により対応します。 ※別途配付する「自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に伴う園の対処（家庭用資料）」をご覧ください。

1 2 虐待の防止について 【運営規程 第 1 3 条 虐待の防止のための措置に関する事項】
園児の人権の擁護及び虐待防止のため、関係機関と連携を図るなど、体制の整備を行います。

1 3 保険に関する事項

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入いただくよう協力をお願いしています。

保険の名称	日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	幼稚園の管理下で生じた負傷、疾病、傷害、死亡のうち、条件を満たす療養費等への給付・見舞金

※詳しくは、別途配布する「日本スポーツ振興センターへの加入について」をご覧ください。

1 4 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて 【運営規程 第 1 4 条 秘密保持等】

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 園児の卒園又は転・退園、その他必要な場合には、小学校や他の関係機関等における教育・保育が円滑に行われるよう、園児に関しての必要な情報を小学校等に提供します。
- (3) 緊急時に病院その他関係機関へ情報提供を行うことがあります。
- (4) 以下の情報は、教育・保育給付認定・給付事務及び教育の提供に必要な範囲に限って使用します。
 - ① 園児及び園児の世帯の情報
 - ② 副食費の免除対象に関する情報
 - ③ 使用料（保育料）の金額等の情報

15 要望・苦情等に関する相談窓口等 【運営規程 第15条 苦情への対応】

相談窓口	・ 窓口担当者： 園全体にかかわること(園長) 学級にかかわること(担任) PTA 活動にかかわること（園務上の主任） ・ 利用時間： 午前8時00分から午後4時30分まで ・ 電話番号： 053-523-1364 ・ FAX： 053-527-0078
------	--